明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億八千二百四十万五千円、資本準備金の額を六億七十八万九千九百五円、利益準備金の額を一千九十万円減少し、それぞれ九千万円、〇円、〇円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十一年十月十四日であり、株主総会の決議は、平成二十一年十月十四日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.marinepolis.co.jp/

平成二十一年九月七日

岡山県岡山市北区大元二丁目四番五号

株式会社マリンポリス

代表取締役　山野井啓雄

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十一年十月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十一年九月七日

東京都千代田区内幸町一丁目一番一号

株式会社トランスサイエンス

代表取締役　中野　誠二

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十一年十月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十一年九月七日

東京都新宿区本塩町二一羽毛田ビル

株式会社ホットライン

代表取締役　田原　康男

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十一年九月二十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十一年九月七日

岡山県玉野市八浜町大崎一二一二

株式会社トンボ

代表取締役社長　落司　量則

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十一年十月八日までに当社にご提出下さい。

平成二十一年九月七日

北海道稚内市末広一丁目一番三四号

稚内港湾施設株式会社

代表取締役　風無　成一

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である小林行三が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十一年九月七日

東京都板橋区南常盤台二丁目二二番五号

ウルヴァリン・アドヴァンスト・マテリアルズ・ジャパン・インク

日本における代表者　小林　行三

限定承認公告

本籍札幌市豊平区平岸一条五丁目二番、最後の住所札幌市中央区南七条西五丁目二八九番五四プレジデント薄野六〇二号

被相続人　亡　山内　春雄

右被相続人は平成二十一年六月十三日死亡し、その相続人は平成二十一年八月二十八日札幌家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月七日

札幌市中央区南一条西十丁目南一条道銀ビル四階　限定承認者山内隆嗣

右代理人弁護士　三木　明

限定承認公告

本籍山梨県南アルプス市平岡二八五四番地、最後の住所東京都中央区日本橋二丁目一〇番一一号

被相続人　亡　河野　武徳

右被相続人は平成二十一年五月十一日死亡し、その相続人は平成二十一年八月十日東京家庭裁判所家事第四部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月七日

埼玉県草加市金明町四六三―六―三〇三

相続財産管理人　河野美智子

限定承認公告

本籍京都府綾部市安國寺町南町四七番地ノ一、最後の住所横浜市南区永田東二丁目一三番二三号殿ヶ谷マーケット二F

被相続人　亡　髙田　潔

右被相続人は平成二十年六月十九日死亡し、その相続人は平成二十一年八月二十六日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月七日

滋賀県甲賀市甲南町希望ヶ丘本町九丁目三八七番地六　相続財産管理人　村山　成実

限定承認公告

本籍大阪府東大阪市上石切町二丁目一二〇七番地、最後の住所大阪府大阪市住之江区南港中四丁目二番一一―九一二号

被相続人　亡　永峰　登

右被相続人は平成二十一年五月十七日死亡し、その相続人は平成二十一年八月十八日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月七日

大阪府東大阪市上石切町二丁目一二〇七番地

相続財産管理人　永峰　隆

限定承認公告

本籍大阪府大阪市西成区松一丁目七番地、最後の住所大阪府大阪市西成区梅南一丁目六番四―七〇六号　被相続人　亡　三宅　博夫

右被相続人は平成二十一年六月六日死亡し、その相続人は平成二十一年八月十二日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月七日

大阪府東大阪市中鴻池町一丁目七番四―八〇四号

相続財産管理人　三宅　美博

訂正公告

平成二十一年七月二十一日（号外第一五二号）掲載の株式会社LEISUREKUL JAPANに係る旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告中、①④の商号「株式会社LEISUREKOL JAPAN」とあるは「株式会社LEISUREKUL JAPAN」の誤りにつきそれぞれ訂正します。

平成二十一年九月七日

東京都千代田区霞が関三丁目三番三号

社団法人日本旅行業協会

会長　金井　耿

取消公告

平成二十一年七月二十七日（号外第一五六号）掲載の吸収分割公告及び第二十六期決算公告（枠組）中、吸収分割公告のみ取消します。

平成二十一年九月七日

東京都港区赤坂四丁目二番六号

株式会社TFDエステート

代表取締役　船間　隆行

取消公告

平成二十一年八月三十一日掲載の定款変更につき通知公告は取り消します。

平成二十一年九月七日

東京都港区北青山三丁目三番五号東京建物青山ビル三階　KNTV株式会社

代表取締役　沼倉　重夫

正　誤

平成二十一年八月十八日（号外第百七十五号）公布国土交通省令第五十号（高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

四ページ下段八行目の次に次を加える。

第十八条第四項中「第六号」を「第七号」に改める。

（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
五二	六	終りから	「二の」	は削除する。

同日外務省告示第四百四十九号（同）

（原稿誤り）

六一	三		「二の」	は削除する。

◉号外　九月四日付特第一八号四ページ
調達第一六五号三三ページ
―ジ●同月七日付第一九二号九六ページ●同日付政府
●同日付（第一七〇回）衆会索引二四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）